

防災マニュアル

つきひゆい

1. 火災発生時の対応
2. 風水害発生時の対応
3. 洪水時避難確保計画
4. 地震発生時の対応

令和 5 年 6 月

1. 火災発生時の対応

①周知及び任務

- ・第一発見者は、大声で施設全体に火事を伝えること。
- ・職員は、施設管理者等の指示に従い、各任務(初期消火・119番通報・避難誘導)に各々当ること。夜間に於いては、施設管理者等への報告及び職員に連絡し、参集を図ること。
- ・事務所職員の勤務時間内に火災が発生した場合は、事務所職員が119番通報や職員に連絡し、その他の職員は、避難誘導・初期消火に当ること。

②初期消火

- ・施設に置いてある消火器を取りに行き、火災現場へ向かい初期消火を行うこと。
- ・火災や煙の状況を把握して無理はしないこと。
- ・初期消火中止の判断は、火が天井に燃え移っているかで判断すること。天井まで火が燃え移っていた場合は、初期消火は中止して現場から避難すること。

③119番通報

- ・落ち着いて、端的に伝えること。

【通報時に必要な情報】

(ア)火災発生状況 (イ)場所及び連絡先 (ウ)人数 (エ)負傷者の有無 など

④避難誘導

- ・出火場所を確認し、安全な経路で出火場所から離れた出入口から避難すること。
- ・煙を吸わないようにタオル等で口や鼻を覆い、低い姿勢で行動すること。
- ・利用者が押したり、走ったり、戻らないように注意すること。

【一次避難場所】敷地駐車場

【二次避難場所】ぬくもり田原本

⑤避難後対応

- ・人数及び負傷者の有無や利用者の体調を確認し、落ち着かせること。

⑥鎮火後対応

- ・利用者の保護者へ連絡し、状況を報告すること。
- ・後日、保護者への説明会を開催すること。

⑦確認事項

- ・火災報知機が作動した場合は、カードキー対応ドアが解錠状態になる為、利用者が飛び出さないように注意すること。
- ・1階廊下の南北の非常出口は直ぐに階段がある為、また、2階東側非常階段は勾配が急である為、使用の際は、細心の注意を払うこと。
- ・二次避難場所に徒歩で移動する時は、側溝などに注意すること。
- ・利用者の安全を最優先に行動し、臨機応変に対応すること。

2. 風水害発生時の対応

①留意事項

- ・風水害の発生は、予め予想できることが多いので危険が予見される場合は、施設管理者等で協議し、閉所等の判断を行うこと。
- ・突風や台風接近に伴い風が強まった場合は、窓から離れカーテンを占めること。
- ・豪雨や台風接近に伴い河川の氾濫が予想された場合は、施設2階や避難先の「ぬくもり田原本」へ避難すること。

②警報発令時の閉所及び開所の判断基準

(ア)特別警報発令時

- ・閉所を前提に、身の安全を最優先にすること。

(イ)暴風警報／大雨警報／洪水警報発令時

- ・送迎時に影響があるかを判断基準とし、施設管理者等が協議の上、閉所や開所の判断を行うこと。
- ・送迎時に安全への影響があると判断した場合は、保護者へ連絡の上、安全が確認されるまで施設で待機すること。
- ・保護者からの開所の要望があった場合など、職員の安全を確保した上で、開所することもあり得ることとする。

(ウ)大雪警報発令時

- ・事前に大雪が予想される場合は、施設管理者等が協議の上、閉所や開所の判断を行うこと。
- ・路面状況を確認の上、安全が確保されるまでは施設で待機すること。
- ・送迎に影響がある場合、保護者へ連絡し、引き取りに来てもらうこともあり得ることとする。

3. 洪水時避難確保計画

(1)防災体制確立の判断時期

【注意体制】

①判断時期

- ・大雨又は台風に関する気象情報発表
- ・大雨又は洪水注意報発表
- ・大和川及び寺川の氾濫注意報発表

②活動内容

- ・気象情報等の情報収集

【警戒体制】

①判断時期

- ・「高齢者等避難」の発令
- ・大雨又は洪水警報発令
- ・大和川及び寺川の氾濫警戒情報発表

②活動内容

- ・洪水予報等の情報収集
- ・使用する資器材の準備
- ・保護者への連絡
- ・要配慮者の避難準備又は避難誘導

【非常体制】

①判断時期

- ・「避難指示」又は「緊急安全確保」の発令
- ・田原本町内水氾濫危険情報発表
- ・大和川及び寺川の氾濫危険情報発表
- ・浸水の前兆を確認

②活動内容

- ・避難誘導

※情報の収集や伝達、各連絡に於いては事務所職員が当り、その他の職員は避難準備
や避難誘導に当ること。

※上記の他、施設管理者等の指示に従うこと。

(2)情報収集及び伝達

①情報収集

【気象情報】

テレビ、ラジオ、インターネット等

【洪水予報及び水位到達情報】

テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール、防災情報メール等

【高齢者等避難及び緊急安全確保】

テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、防災情報メール等

※停電時はラジオ、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて乾電池やバッテリー等の備蓄に努めること。

※提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、危険な前兆がないか等を施設内から確認すること。

②情報伝達

- ・気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有すること。
- ・利用者の避難開始前及び避難完了後に、田原本町役場健康福祉課障害福祉係に連絡すること。(0744-34-2090)
- ・避難完了後、周辺の状況を確認し、保護者への引き渡しが可能と判断される場合には、引き渡しを行う旨を保護者へ連絡すること。

(3)避難場所及び避難経路

①避難場所

- ・避難先は、「ぬくもり田原本」とする。
- ・周辺の浸水状況や利用者の状況、水位の上昇等について情報収集を行い、上記避難場所への避難が困難な場合は、施設2階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。
- ・豪雨等の悪天候時や夜間の避難は原則控え、施設2階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

②避難経路

- ・避難場所への避難経路は、別紙のとおりとする。

(4)避難誘導

- ・避難場所は「ぬくもり田原本」とし、移動手段は車両及び徒歩とすること。
- ・徒歩での避難誘導は、安全に誘導出来る様に職員を配置すること。
- ・夜間の屋外避難については原則控えるが、緊急を要する場合には懐中電灯等を誘導灯として活用すること。
- ・施設からの避難が概ね完了した時点で、未避難者の有無を確認すること。
- ・避難時には、周辺の安全を常に確認して移動すること。

(5)避難確保を図る為の設備

【情報収集及び伝達】

テレビ、ラジオ、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯用バッテリー

【避難誘導】

名簿(職員・利用者)、懐中電灯、照明器具、電池、携帯用バッテリー

【屋内安全確保】

飲料水、食料、寝具、防寒具

(6)避難訓練

- ・従業員及び利用者を対象として、避難訓練を年1回以上実施すること。

4. 地震発生時の対応

(1) 安全確保行動及び留意事項

【施設内】

- ・利用者及び職員の安全を確保し、慌てて外に出ないように注意すること。
- ・窓際から速やかに離れ、姿勢を低くすること。
- ・テーブルやベッドの下等に避難し、主に頭部を守ること。
- ・テーブルやベッドの下等への避難が困難な場合や無い場合は、手や腕、布団、クッション、枕、カバン、本など身近な物で頭部を守ること。
- ・揺れが収まるまで、その場から動かないようにすること。
- ・冷静沈着に行動し、利用者に不安を与えないようにすること。
- ・負傷者の確認、火元の確認、避難路の確保、施設の損傷確認、周辺状況の確認、余震の情報収集を行うこと。
- ・負傷者がいた場合、119番通報をし、到着まで応急処置を行うこと。
- ・利用者は、パニックや不安から精神的に不安定になることも想定されるので、見守りや声掛けを行うこと。
- ・施設の安全が確保された場合、余震も想定し、施設2階へ避難すること。
- ・施設での避難が危険と判断した場合、避難経路の安全を確保した上で避難先の「ぬくもり田原本」へ避難すること。

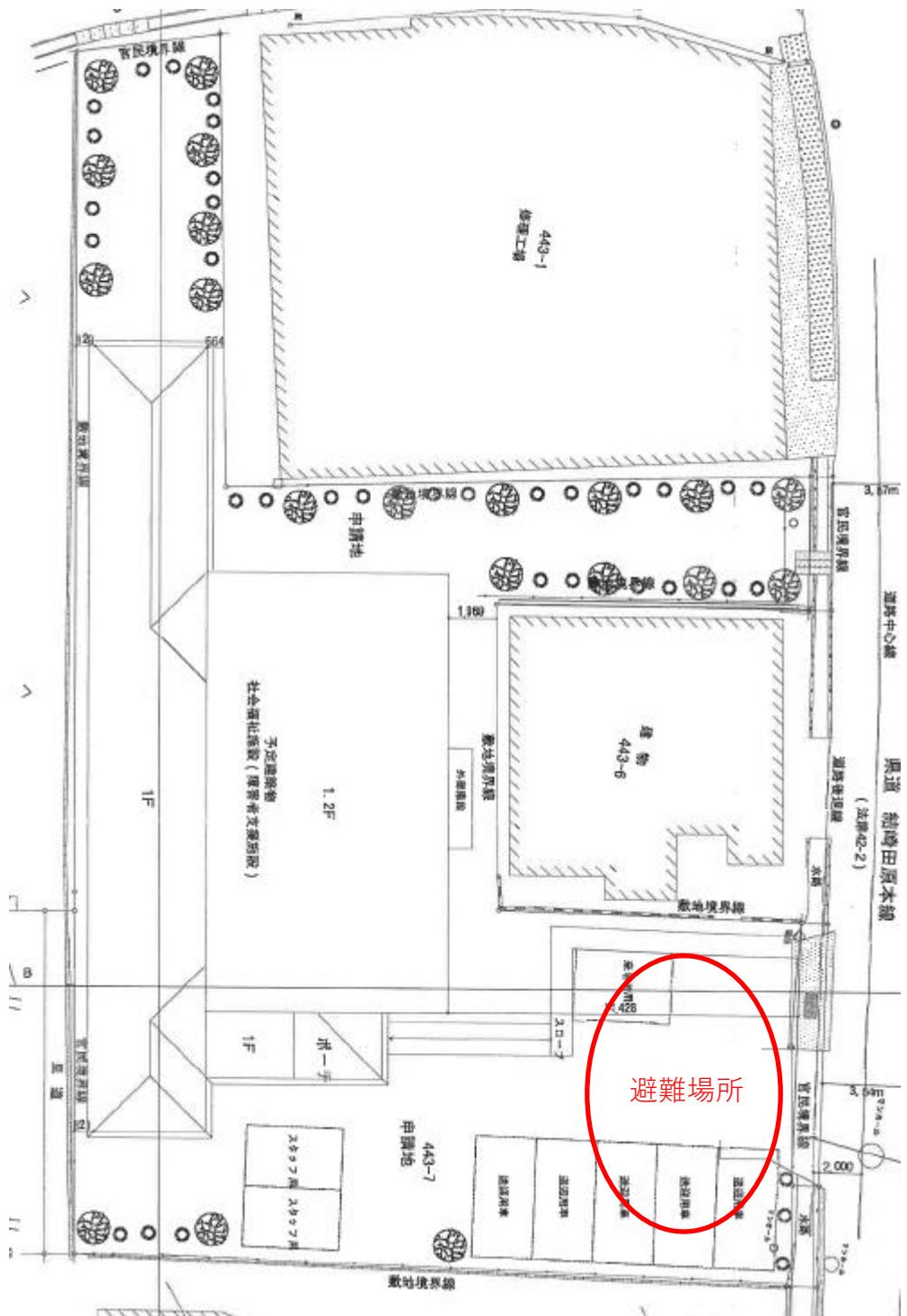
【送迎時の自動車運転中】

- ・慌ててスピードを落とさず、ハザードランプを点灯し、緩やかに停車すること。
- ・車内では、頭部を守り、前屈みになること。
- ・揺れが収まったら、同乗者の負傷者の有無や周辺状況を確認し、ラジオ等で情報収集を行い、施設へ連絡して指示を仰ぐこと。

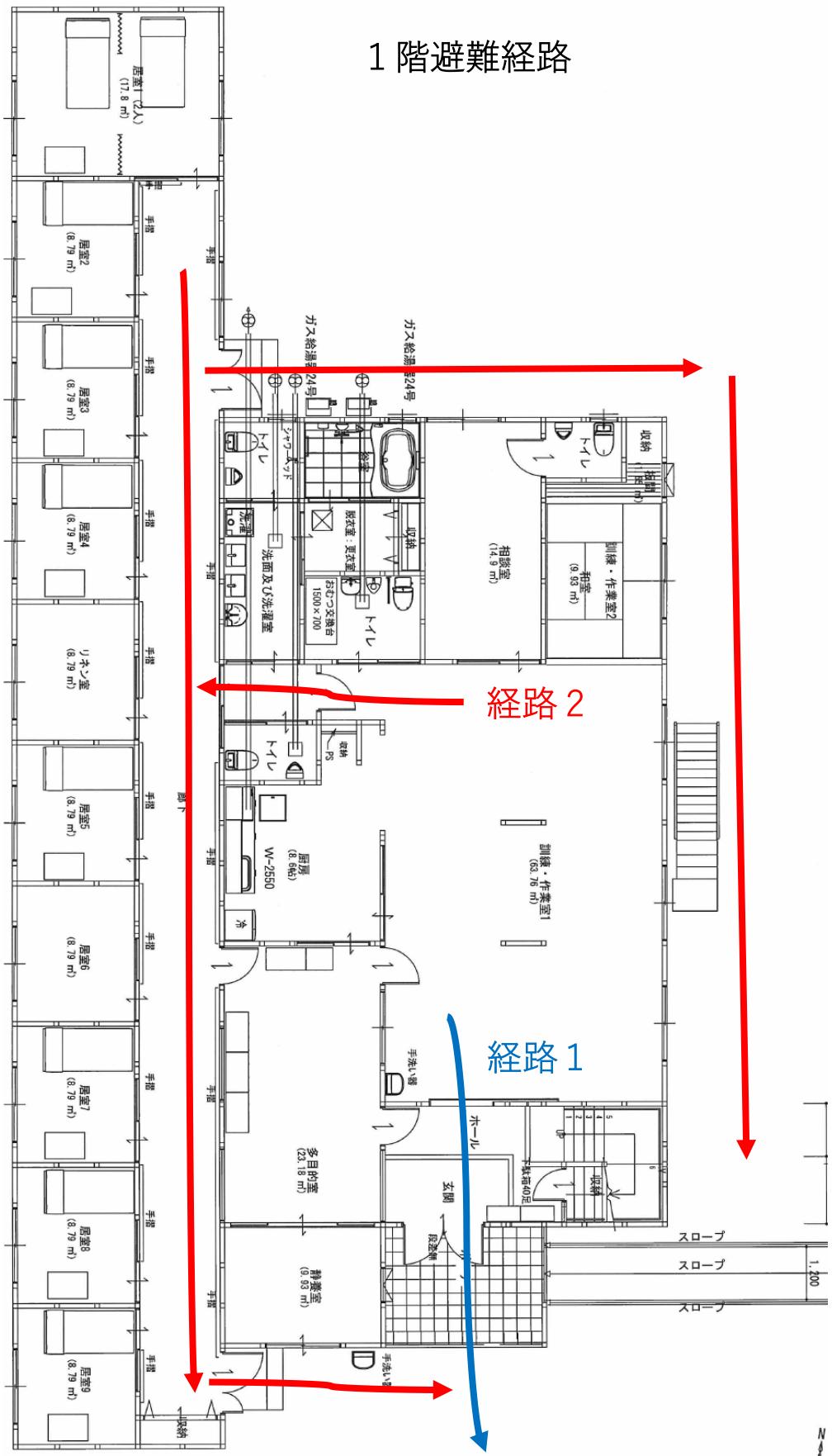
(2) 避難

- ・利用者の安全や負担等を考慮し、基本的には、施設2階への避難を優先とする。但し、余震に対して安全が十分に確保されているか、慎重に判断しなければならない。
- ・避難の長期化や周辺状況の変化や負傷者の対応等により、避難所へ避難すると判断した場合、避難先は「ぬくもり田原本」とする。
- ・周辺状況が落ち着いてから、保護者への連絡を行い、引き渡しを行うこと。また、施設の出入口に張り紙等で、どこに避難しているかを張り出し、迎えに来た保護者や救助隊員に分かるようにしておくこと。

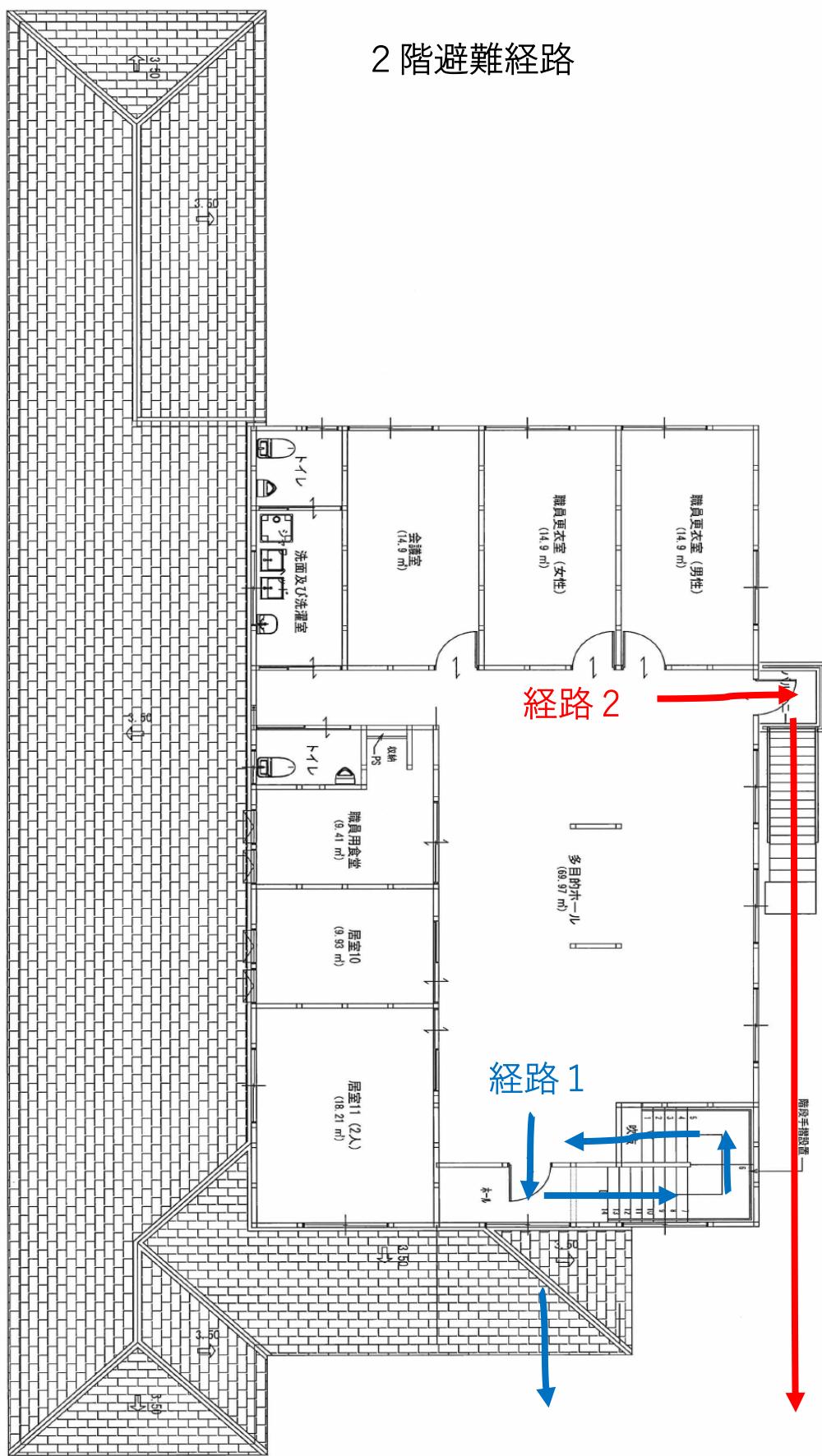
一次避難場所



1階避難経路



2階避難経路



二次避難場所への避難経路

